


## 働き方改革関連法への対応 ～労働時間法制改正 総まとめ～

本年4月より「働き方改革関連法」が順次施行されております。中小企業においては年次有給休暇の年5日の取得義務化に加え、2020年4月からは「罰則付き時間外労働の上限規制」が適用となり、改めて労務管理の在り方を見直す必要があります。本セミナーでは、「働き方改革関連法」の労働時間法制改正にスポットを当て、法改正の要点をわかりやすく解説いたします。

### 開催日時等

日 時	2019年12月3日（火）15時00分～17時00分	
場 所	千葉県経営者会館 4階407研修室（千葉市中央区千葉港4-3）	
内 容	<b>【内容】</b> 1. 罰則付き時間外労働の上限規制 2. 労働時間の把握義務 3. 年5日の年次有給休暇の時季指定義務 4. その他（フレックスタイム制の見直し、高プロ 他） 5. 実務対応のポイント	
講 師	<b>【講師】</b> 弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 和田 はる子 氏	
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者	
参加費	会員 無料	非会員 3,000円（消費税別）

○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛Faxください。締切は11月26日（火）です。

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 宇野 TEL: 043-246-1158

Eメール: [unom@chibakeikyo.jp](mailto:unom@chibakeikyo.jp)

FAX: 043-246-0729

一般社団法人 千葉県経営者協会 行

開催行事名	働き方改革関連法への対応～労働時間法制改正 総まとめ～		
会社・団体名		TEL	
参加者名①		役職①	
参加者名②		役職②	
E-Mail			
住 所			